

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

	所管課(室)名
◎ 告 示	
・特定漁港漁場整備事業計画変更書の公表	漁 港 漁 場 課
・公有水面埋立ての竣功認可	港 湾 課
・証紙売りさばき人の指定の一部改正	会 計 課
◎ 公 告	
・落札者等	新 産 業 創 造 課
・大規模小売店舗の変更事項届出(2件)	経 営 支 援 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・土地改良区の定款変更の認可	〃
・測量の終了	建 設 企 画 課
◎ 公安委員会告示	
・少年指導委員の委嘱	少 年 課
◎ 選挙管理委員会告示	
・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数	選挙管理委員会書記室
◎ 正 誤	
○令和3年3月31日付長崎県公報号外(6)中	税 務 課
・令和3年5月18日付け長崎県公報第11020号中	漁 港 漁 場 課

## 告 示

### 長崎県告示第447号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第10項の規定に基づき、次のとおり対馬地区に係る特定漁港漁場整備事業計画変更書を公表する。

令和3年6月11日

長崎県知事 中村 法道

(「次のとおり」は省略し、対馬地区に係る特定漁港漁場整備事業計画変更書を長崎県水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。)

### 長崎県告示第448号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和3年6月11日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可の年月日  
令和3年6月1日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所  
名 称 新上五島町  
所在地 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1  
代表者の氏名 新上五島町長 石田 信明  
代表者の住所 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1
- 3 埋立区域
  - (1) 位置
  - (2) 長崎県南松浦郡新上五島町間伏郷字戸口場79番8から79番5に至り隣接する道路地先  
省略（閲覧図書のとおり）
  - (3) 面積  
916.52平方メートル
- 4 埋立地の用途  
道路用地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号  
平成10年1月6日  
長崎県指令9港許第52号
- 6 閲覧場所  
長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1  
新上五島町役場

**長崎県告示第449号**

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和3年6月3日から適用する。

令和3年6月11日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市町村名	NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市町村名
1～3 略					1～3 略				
4	長崎県職員 生活協同組 合 代表理事 専務理事 本田稔	長崎市元船 町17番1号	略		4	長崎県職員 生活協同組 合 代表理事 専務理事 本田稔	長崎市元船 町17番1号	略	
			略					長崎市大橋 町11-1	長崎市
			略					長崎県長崎 振興局内	
			略					略	
			略					対馬市厳原 町宮谷224番 地	対馬市
			略					長崎県対馬 振興局内	
5～84 略					5～84 略				

---

**公 告**

---

**落札者等（公示）**

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年6月8日

長崎県知事 中村 法道

- 1 特定役務の名称  
令和3年度DX啓発セミナー及び相談窓口業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県産業労働部 新産業創造課  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2525
- 3 契約方法  
総合評価方式一般競争入札
- 4 落札決定日  
令和3年5月27日
- 5 落札者  
東京都品川区東五反田2丁目18番1号  
株式会社日本総合研究所 取締役社長 谷崎 勝教
- 6 落札価格  
7,259,672円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日  
令和3年4月9日
- 8 落札方式  
最高総合評価点

**大規模小売店舗の変更事項届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年6月11日

長崎県知事 中村 法道

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ深堀  
長崎県長崎市深堀町一丁目145番22他 4筆
  - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所  
大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥  
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
  - (3) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前)  
大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作  
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号  
(変更後)  
大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥  
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
  - (4) 変更の年月日  
令和3年4月1日
- 2 届出年月日

令和3年4月28日

### 3 関係書類の縦覧

#### (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

#### (2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工振興課

### 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

### 大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年6月11日

長崎県知事 中村 法道

### 1 届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ福田

長崎県長崎市大浜町1594番地6 外5筆

#### (2) 届出者の氏名又は名称及び住所

大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

#### (3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(変更後)

大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

#### (4) 変更の年月日

令和3年4月1日

### 2 届出年月日

令和3年4月28日

### 3 関係書類の縦覧

#### (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

#### (2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工振興課

### 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

### 土地改良区の役員就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、志佐川土地改良区から次のとおり役員就退任の届出があった。

令和3年6月11日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
崎 村 唯 俊	松浦市志佐町笛吹免807番地	崎 村 唯 俊	松浦市志佐町笛吹免807番地
前 田 嘉 則	松浦市志佐町高野免774番地	浦 上 良 幸	松浦市志佐町柚木川内免432番地
浦 上 良 幸	松浦市志佐町柚木川内免432番地	浦 上 史 明	松浦市志佐町稗木場免241番地 1
中 尾 弘 幸	松浦市志佐町稗木場免1124番地	福 永 恒 久	松浦市志佐町長野免1701番地
立 石 昭 司	松浦市志佐町横辺田免17番地	小 西 幸 雄	松浦市志佐町横辺田免955番地
立 石 正 之	松浦市志佐町田ノ平免500番地	力 竹 市 朗	松浦市志佐町赤木免555番地
田 中 廣 美	松浦市志佐町高野免1025番地	田 中 廣 美	松浦市志佐町高野免1025番地
松 崎 康 夫	松浦市志佐町里免736番地 1	本 山 祐 司	松浦市志佐町里免660番地
井 上 耕 治	松浦市志佐町池成免912番地 1		
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
松 瀬 竹 虎	松浦市志佐町長野免1643番地	前 田 嘉 則	松浦市志佐町里免626番地 2
力 竹 市 朗	松浦市志佐町赤木免555番地	吉 永 浩	松浦市志佐町池成免920番地
川久保 尚	松浦市御厨町里免450番地 7	久 田 安 子	松浦市志佐町田ノ平免166番地

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月19日総会議決）を認可した。

令和3年6月11日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 釘山土地改良区  
認可年月日 令和3年6月1日

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 九州新幹線局長から公共測量（数値撮影デジタル、数値図化）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年6月11日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
東彼杵町、大村市、諫早市、長崎市	令和3年5月14日

### 公安委員会告示

#### 長崎県公安委員会告示第20号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項及び長崎県少年指導委員運営規則（平成18年長崎県公安委員会規則第20号）第2条第2項の規定により公示する。

令和3年6月11日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

活 動 区 域	氏 名	連 絡 先
松浦地区	林 秀之	松浦警察署 0956-72-5110

### 選挙管理委員会告示

#### 長崎県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和3年6月11日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 葺本 昭晴

- |   |                                                                  |           |
|---|------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1 | 50分の1の数                                                          | 22,429 人  |
| 2 | 総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 240,181 人 |
| 3 | 県議会議員選挙区別の3分の1の数                                                 |           |
|   | 長崎市                                                              | 116,633 人 |
|   | 佐世保市・北松浦郡                                                        | 72,879 人  |
|   | 島原市                                                              | 12,394 人  |
|   | 諫早市                                                              | 37,588 人  |
|   | 大村市                                                              | 26,228 人  |
|   | 平戸市                                                              | 8,615 人   |
|   | 松浦市                                                              | 6,218 人   |
|   | 対馬市                                                              | 8,415 人   |
|   | 壱岐市                                                              | 7,270 人   |
|   | 五島市                                                              | 10,464 人  |
|   | 西海市                                                              | 7,646 人   |

雲 仙 市	11,965 人
南島原市	12,674 人
西彼杵郡	19,311 人
東彼杵郡	10,092 人
南松浦郡	5,426 人

正 誤

令和3年3月31日付長崎県公報号外(6)中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
10	7	総排気量が1リットル以下のもの 34,500	総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 34,500

令和3年5月18日付け長崎県公報第11020号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
2911	36	橘湾沿岸江ノ浦漁港海岸池下地区海岸池下地先海岸	橘湾沿岸池下漁港海岸池下地区海岸番屋地先海岸

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二一一一  
二一一四

印刷所  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
寺クイックプリント